

改定版第 3 次静岡県環境基本計画の取組状況と課題

環境の保全と創造に関する施策の推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱として策定した「改定版第 3 次静岡県環境基本計画」に基づき、平成 28 年度～令和 2 年度まで、4 つの分野ごとに取組を推進してきた。

評価の概況

18 項目の環境指標のうち、9 項目の指標が数値目標の達成に向け順調に推移しており、9 項目の指標については、目標達成に向けてより一層の推進が必要である。

※うち 2 つは再掲指標

区 分	指標数（達成状況区分別）					計
	目標値 以上	A	B	C	基準値 以下	
I ライフスタイル・ビジネススタイルの変革			1	1		2
II 低炭素社会に向けた取組	1		1	1	1	4
III 循環型社会に向けた取組	1		1	2	1	5
IV 自然共生社会に向けた取組	4 (1)			2	1 (1)	7 (2)
計	6 (1)	0	3	6	3 (1)	18 (2)

※（ ）は再掲指標のうち数

評価区分の見方は、下表のとおり。

区 分	達成状況区分の判断基準
S(目標値以上)	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
D(基準値以下)	「現状値」が「基準値」以下のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

※ 基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値を「期待値」とする。

改定版第3次静岡県環境基本計画の環境指標

I ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

指標	(年度) 基準値	(年度) 現状値	2021年度目標値	区分
環境保全活動を実践している 県民の割合 (%)	(2013年度県政世論調査) 72.0%	(2020年度県政世論調査) 83.0%	100.0%	C
BELS 認証取得件数 (件)	(2015年度) 1件	(2019年度) 41件	58件	B

II 低炭素社会に向けた取組

指標	(年度) 基準値	(年度) 現状値	2021年度目標値	区分
県内の温室効果ガス排出量の 削減率 (2005年度比) (%)	(2012年度) △5.9%	(2017年度) △15.0% (速報値)	△21%	B
新エネルギー等導入量 (原油 換算: 万 kℓ)	(2014年度) 80.5 万 kℓ	(2018年度) 116.6 万 kℓ	159.1 万 kℓ	C
グリーンバンクで支援している緑 化活動団体数	(2016年度) 195 団体	(2019年度) 188 団体	200 団体	基準値 以下
森林の多面的機能を持続的に 発揮させる森林整備面積(ha)	(2013~2016年度) 平均 10,426ha	(2019年度) 10,144ha	毎年度 10,000ha	目標値 以上

III 循環型社会に向けた取組

指標	(年度) 基準値	(年度) 現状値	2021年度目標値	区分
一般廃棄物排出量 (1人1日当 たり) (g/人・日)	(2015年度) 896g/人・日	(2018年度) 886g/人・日	815 g/人・日	C
産業廃棄物最終処分率 (%)	(2015年度) 1.9%	(2018年度) 2.2%	1.8%	基準値 以下
下水汚泥のリサイクル率 (%)	(2012年度) 96.1%	(2018年度) 97.0%	95.0%	目標値 以上
木材生産量(m ³)	(2016年) 41.5 万 m ³	(2019年) 47.6 万 m ³	毎年 50 万 m ³	B
水道法水質基準不適合件数 (件)	(2012年度) 7件	(2019年度) 5件	0件	C

IV 自然共生社会に向けた取組

指標	(年度) 基準値	(年度) 現状値	2021年度目標値	区分
自然公園・自然環境保全地域 面積 (ha)	(2012年度) 90,079ha	(2019年度) 90,347ha	90,347ha	目標値 以上
富士山の世界文化遺産としての価値 の理解に関する質問事項に正しく回 答した人の割合 (%)	(2018年度) 19.3%	(2020年度) 25.0%	50%	C
グリーンバンクで支援している緑 化活動団体数【再掲】	(2016年度) 195 団体	(2019年度) 188 団体	200 団体	基準値 以下
森づくり県民大作戦参加者数 (人)	(2016年度) 28,343人	(2019年度) 28,149人	毎年度 28,000人	目標値 以上
森林の多面的機能を持続的に発 揮させる森林整備面積(ha)【再 掲】	(2013~2016年度) 平均 10,426ha	(2019年度) 10,144ha	毎年度 10,000ha	目標値 以上
河川、湖沼の水質に係る環境基 準(BOD、COD)の達成率 (%)	(2012年度) 96.9%	(2019年度) 98.4%	100%	C
大気に係る環境基準(SO ₂ 、NO ₂ 、 CO、SPM、PM2.5)の達成率 (%)	(2012年度) 99.4%	(2019年度) 100%	100%	目標値 以上

1 ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

<概況>

ライフスタイル、ビジネススタイルの変革に向け、環境に配慮した事業活動の促進や環境教育を実践する人材育成等を実施している。環境保全活動を実践している県民の割合は近年8割程度を維持している。

(1) 主な取組内容

項目	主な取組内容
環境と経済の両立	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止活動等の環境保全活動や公害防止に顕著な功績のあった個人又は団体を知事が表彰。 ○静岡県環境資源協会と浙江省環保産業協会の間で締結している友好交流協定に基づき、両県省の企業によるビジネスマッチング等を実施。 ○公共工事の総合評価落札方式における評価項目とすることにより、エコアクション 21、ISO14001 の認証取得を促進。 ○環境技術関連を含む9つの成長産業分野への中小企業者の取組を支援するため、利子の一部を助成する県制度融資「成長産業分野支援資金」を実施。
環境にやさしい暮らしの実践	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に根差した総合的な環境教育・環境学習を推進。 ○「環境教育ネットワーク」の活用や「環境教育フェスティバル」の実施により多様な主体との連携を促進。 ○森林環境教育指導者養成講座や緑化コーディネーター養成研修等を実施。 ○植栽や竹林整備、自然観察会など様々な森づくりイベントを県内全域で展開する森づくり県民大作戦を実施。 ○人や社会、環境に配慮した商品やサービスを選択するエシカル消費の普及啓発を実施。

(2) 指標の状況

指標	(年度) 基準値	(年度) 現状値	2021年度 目標値	区分
環境保全活動を実践している県民の割合 (%)	(2013年度) 72.0%	(2020年度) 83.0%	100.0%	C
BELS 認証取得件数 (件)	(2015年度) 1件	(2019年度) 41件	58件	B

(3) 次期計画策定に当たって考慮すべき今後の課題

- 企業による環境に配慮した事業活動を促進し、環境保全と経済成長を両立させるため、これまでに醸成した環境分野への投資が企業価値を高め、成長に繋がるという機運を具体的な取組につなげる必要がある。
- 将来にわたって環境保全を推進できるよう、人材の確保と資質の向上を図るとともに、若い世代に対する意識啓発、環境教育に重点的に取り組む必要がある。
- 人や社会、環境に配慮したエシカル消費をはじめとした持続可能なライフスタイルへの理解を促進する必要がある。

2 低炭素社会に向けた取組

<概況>

県内の温室効果ガス排出量の削減率を2021年度に2005年度（基準年度）比で21.0%削減する目標を掲げ、新エネルギー等の導入促進や気候変動影響への適応策の推進を実施している。2017年度の温室効果ガス排出量の削減率は15.0%となっている。

(1) 主な取組内容

項目	主な取組内容
低炭素型の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○本県の多様な地域資源を活用した小水力、バイオマス等による発電の可能性調査や設備導入に対する助成や住宅用太陽熱利用設備の導入に対する助成を実施。 ○「ふじのくにEV・PHVタウン構想」等に基づき、環境負荷の少ないEVやPHV、FCVなどの次世代自動車の普及促進を実施。 ○効率的な木材生産を通じた森林整備、森の力再生事業による荒廃森林の整備、治山事業による保安林の整備を実施。 ○芝生のある豊かな暮らしと美しい街なみの形成を目指す芝生文化創造プロジェクトとして、県芝草研究所による常緑で管理しやすい芝生の研究調査や、(公財)静岡県グリーンバンクと連携した保育園などの公共的施設の芝生化の支援、芝生管理を行う人材養成のための研修を実施。
未来に責任をもつ低炭素なライフスタイルの確立	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止アプリ「クルポ」を活用した県民運動（ふじのくにCOOLチャレンジ）を展開。ふじのくにCOOLチャレンジ実行委員会が環境省主催「みんなで減らそうレジ袋チャレンジ」キャンペーンにおいて、普及啓発部門の最優秀賞を受賞。 ○省エネ性能に優れた住宅に関する公的な支援や税制優遇について、「静岡県住まいづくりガイド」や県HPで情報提供を実施。
環境と経済を両立するビジネススタイルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡県地球温暖化防止条例に基づき一定規模以上のエネルギーを消費する事業所等に対して、温室効果ガス排出削減の計画書及び報告書の提出を義務付け。 ○建築物環境配慮計画書における環境配慮措置の評価が特に優れている建築物の表彰を実施。 ○「静岡県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づいた物品調達を実施。
低炭素社会を担う人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、地球温暖化の現状や対策に関する知識の普及推進を図るための活動を促進。
気候変動による影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> ○「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定し、適応策を推進。 ○県環境衛生科学研究所内に「静岡県気候変動適応センター」を設置し、調査、情報収集、提供を実施。 ○ふじのくに地球環境史ミュージアムにおける常設展示、パネル、リーフレットの作成などの普及啓発を実施。

(2) 指標の状況

指標	(年度) 基準値	(年度) 現状値	2021年度 目標値	区分
県内の温室効果ガス排出量の削減率 (2005年度比) (%)	(2012年度) △5.9%	(2017年度) △15.0% (速報値)	△21%	B
新エネルギー等導入量(原油換算:万kℓ)	(2014年度) 80.5万kℓ	(2018年度) 116.6万kℓ	159.1万kℓ	C
グリーンバンクで支援している緑化活動団体数	(2016年度) 195団体	(2019年度) 188団体	200団体	基準値 以下
森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積(ha)	(2013年度～ 2016年度) 平均10,426ha	(2019年度) 10,144ha	毎年度 10,000ha	目標値 以上

(3) 次期計画策定に当たって考慮すべき今後の課題

- 従来、低炭素社会を目標に地球温暖化対策に取り組んできたが、菅内閣総理大臣による2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、温室効果ガス排出量と吸収量が均衡し、排出量が実質ゼロとなる脱炭素社会に向けて取り組む必要がある。
- 脱炭素社会を目指す過程においては、県民生活や県内産業に大きな影響を及ぼすことが見込まれるため、県民や事業者等と合意形成を図りながら、取組を促進していく必要がある。
- 対策の遅れが見られる家庭・業務部門の取組を促進するため、家庭・オフィス等における省エネ行動や、建築物の省エネ化を促していく必要がある。
- 災害時のエネルギー供給にも貢献できる再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、エネルギーの地産地消と地域企業によるエネルギー関連産業への参入を促進し、地域経済の着実な成長につなげていく必要がある。
- 二酸化炭素の吸収機能や水源涵養機能等、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させていくため、間伐や主伐後の造林等の森林整備を適切に実施していく必要がある。
- 人口減少や少子高齢化が進行する中で、県内の緑化関係団体においても活動者の高齢化やグループの会員数減少による組織の弱体化が懸念されることから、新たな緑化活動の担い手を確保していく必要がある。

3 循環型社会に向けた取組

<概況>

循環型社会の実現に向け、3Rの推進、廃棄物適正処理の推進、森林資源の循環利用の促進に関する取組等を実施している。一般廃棄物排出量（1人1日当たり）は、2003年度以降、減少傾向を維持してきたが、近年は削減割合が鈍化し、2018年度は886g／人・日となっている。

(1) 主な取組内容

項目	主な取組内容
循環資源の3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ウェブサイト「くらしのごみ削減ナビ「Rのあるくらし」」でエコショップ情報を発信。 ○静岡県リサイクル製品認定制度や認定製品の周知を図り、積極的な利用を呼び掛け。 ○3R推進月間である10月に、市町等と連携して3Rに関する取組を呼び掛け、県民、事業者、行政が一体となった普及啓発を実施。 ○従来の3Rに「リフューズ、リターン、リカバー」の3Rを加えて6Rとし、使い捨てプラスチックの使用自粛や海岸・河川の清掃活動への参加など、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける「静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」を展開。 ○2020年7月のレジ袋有料化に合わせて、マイバッグ持参とレジ袋辞退を呼び掛け。 ○下水汚泥のセメント、コンポスト（肥料）等へのリサイクルを推進。
廃棄物適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物の適正処理の推進に貢献した優良事業者の表彰を実施。 ○県内一斉不法投棄防止統一パトロールを実施。 ○不法投棄の未然防止、早期発見を図るため県内全域で活動している団体・企業と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結。 ○PCB廃棄物について事業者等への周知徹底や、未届事業者の掘り起こしを行い、計画的かつ適正な処理を推進。 ○県内の市町職員を対象とした災害廃棄物処理に関する研修会を実施。
循環型社会を担う基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○県民の食品ロスに関する意識の高揚を図り、外食時における食品廃棄物の削減を進めるため、「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」を展開し、民間の情報サイトやSNSを活用して、啓発を実施。 ○海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う市町に対する助成を実施。
森林資源の循環利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○品質の確かな県産材製品を使用した住宅・非住宅建築に対する支援、公共施設での県産材の率先利用、オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザへの県産森林認証材の提供を通じた品質と供給力のPR等を実施。 ○林業経営体へのアドバイザー派遣による経営改善支援、新規就業相談会や高校への出前講座、森林技術者を育成するための技術研修等を実施。
水循環の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○「水の週間記念作文コンクール」、「水の出前教室」を実施。 ○水質管理や水道施設の維持管理を適切に行うよう各水道事業者への指導等を実施。 ○水道事業者が持続的に安定経営を行うため、経営戦略の策定の指導を実施。

(2) 指標の状況

指標	(年度) 基準値	(年度) 現状値	2021年度 目標値	区分
一般廃棄物排出量(1人1日当たり) (g/人・日)	(2015年度) 896g/人・日	(2018年度) 886g/人・日	815g/ 人・日	C
産業廃棄物最終処分率(%)	(2015年度) 1.9%	(2018年度) 2.2%	1.8%	基準値 以下
下水汚泥のリサイクル率(%)	(2012年度) 96.1%	(2018年度) 97.0%	95%	目標値 以上
木材生産量(m ³)	(2016年) 41.5万m ³	(2019年) 47.6万m ³	毎年 50万m ³	B
水道法水質基準不適合件数(件)	(2012年度) 7件	(2019年度) 5件	0件	C

(3) 次期計画策定に当たって考慮すべき今後の課題

- 製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済いわゆるサーキュラーエコノミーの形成に向けた取組を促進する必要がある。
- 一般廃棄物排出量の削減が頭打ちとなっており、継続的な削減に取り組む必要がある。
- 世界的な問題である海洋プラスチックごみの削減に向け、プラスチックごみの発生抑制と海洋流出防止に市町と連携して取り組む必要がある。
- ポストコロナにおける生活様式の変化に伴うごみの量や組成の変化を的確に把握し、適切に対応する必要がある。
- 人口減少による非効率なごみ処理施設運営等の課題に対応するため、市町と連携のもと、ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画を策定し、ごみ処理の広域化等を推進する必要がある。
- PCB廃棄物について、期限内の確実かつ適正な処理の推進を図る必要がある。
- 不法投棄の小規模ゲリラ化が進み、リサイクルや有価物と称した偽装、廃棄物混じりの残土を土地造成等に使用するなど、不適正処理を見抜くことが難しくなっており、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止を徹底する必要がある。
- 食品ロス削減推進法の施行(令和元年10月)に伴い、食品ロス削減推進計画を策定し、市町と連携して、家庭や事業所から排出される食品ロスの更なる削減を目指して取り組む必要がある。
- 県産材の更なる需要拡大のため、供給体制の強化や販路の開拓、民間の非住宅分野における利用拡大等を促進する必要がある。
- ICT等の先端技術の導入により生産性等の向上を促進し、木材生産コストの一層の低減に取り組む必要がある。
- 気候変動に伴う降雨量の変動幅が年々増大しており、ダム貯水量や河川流況の情報把握及びそれらの情報を踏まえたきめ細かな関係利水者間の調整が必要である。
- 気候変動による涵養量の減少、集中豪雨や渇水に起因する短期的水位変動の影響など、地下水障害が深刻化するリスクに対応し、地下水の保全と持続的な利用を図るため、適切な地下水観測体制の維持が必要である。
- 懸念される水災害リスクの増大に対応し、水インフラの被害を防止・最小化するため、水道施設の戦略的な維持管理・更新や、広域化等による水道事業の基盤強化が必要である。

4 自然共生社会に向けた取組

<概況>

自然共生社会の実現に向け、生物多様性、自然環境の保全、自然ふれあい施設等の利用促進、生活環境の確保等に関する取組を実施している。森づくり県民大作戦には毎年 28,000 人以上の方に参加していただいている。また、環境基準については概ね高い達成率である。

(1) 主な取組内容

項目	主な取組内容
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性基本法に基づき、本県の地域特性に応じた生物多様性地域戦略を策定するとともに、シンポジウム、県HP等により生物多様性の重要性を普及、啓発。 ○野生鳥獣被害防止に向け、関係部局を横断した総合的・効果的な鳥獣被害防止対策を推進。 ○県内産のジビエ施設情報をまとめたチラシ「静岡県産ジビエ」を作成し、関係機関等へ配布や県HPでのPRを実施。 ○外来種による生態系等への被害を防止するため、リーフレット「ストップ！特定外来生物」を県HPで公表し、普及啓発を実施。 ○茶草場農法の茶の付加価値を向上するため、生物多様性評価のための継続的な植物及び動物の現地調査を実施。
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○「富士山ごみ減量大作戦」を公募ボランティアの協力を得て実施。 ○自然公園及び自然環境保全地域の維持、保全のため、国や県が委嘱した自然公園指導員、自然環境保全管理員が域内巡視、指導、自然環境の状況報告等の活動を展開 ○幹線道路沿いの違反広告物に対する是正指導等を実施。
人と自然との関係を見つめ直す	<ul style="list-style-type: none"> ○ビジターセンター、遊歩道、園地等、施設の維持補修・安全管理や、自然観察会や環境学習など利用者のニーズに対応した体験型のイベントを開催。 ○農山漁村地域における自然、産業、文化を体験し、地域住民とのふれあいを重視した教育旅行の誘致を促進するため、「ふじのくに体験型教育旅行誘致促進協議会」を組織。 ○ジオツーリズムや教育を推進する伊豆半島ジオパーク推進協議会の活動を支援。
農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふじのくに美農里プロジェクト」により、農業者や地域住民等で構成する活動組織が行う、美しい景観や、多様な生態系を育む農地や農業用施設の保全活動を支援。 ○「ふじのくに環境に優しい農芸品・農業者ネットワーク」HPを開設し、有機農業者と消費者を繋げる取組を実施。
良好な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁防止法第15条に基づき、公共用水域の水質汚濁状況について常時監視を実施。 ○大気汚染防止法第22条に基づき、県内の環境大気状況について環境基準項目を中心に常時監視を実施。 ○生活環境や自然環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業にあたり、環境影響評価における各段階の手続について、県環境影響評価審査会への諮問等により審査し、事業者に対し環境影響の回避、低減に配慮した開発事業の実施について指導。

(2) 指標の状況（再掲は除く）

指標	(年度) 基準値	(年度) 現状値	2021年度 目標値	区分
自然公園・自然環境保全地域面積 (ha)	(2012年度) 90,079ha	(2019年度) 90,347ha	90,347ha	目標値 以上
富士山の世界文化遺産としての価値の理解に関する質問事項に正しく回答した人の割合 (%)	(2018年度) 19.3%	(2020年度) 25.0%	50%	C
森づくり県民大作戦参加者数 (人)	(2016年度) 28,343人	(2019年度) 28,149人	毎年度 28,000人	目標値 以上
河川、湖沼の水質に係る環境基準 (BOD、COD) の達成率 (%)	(2012年度) 96.9%	(2019年度) 98.4%	100%	C
大気に係る環境基準 (SO ₂ 、NO ₂ 、CO、SPM、PM _{2.5}) の達成率 (%)	(2012年度) 99.4%	(2019年度) 100%	100%	目標値 以上

(3) 次期計画策定に当たって考慮すべき今後の課題

- 「生物多様性」の概念に対する県民の認知度、重要性に対する理解度の向上を図り、本県の豊かな生物多様性の保全につなげていくため、より一層の普及・啓発が必要。
- ユネスコエコパークに登録されている南アルプスの優れた自然環境の保全の重要性について、県民をはじめ国民から更に理解を得ることが必要である。
- 富士山登山者（特に初めての登山、外国人）に登山マナーが十分に浸透しておらず、事前広報を強化することが必要である。また富士山五合目周辺では、生態系を脅かす外来植物の侵入が確認されているため、地域や企業の外来種対策の取り組みを促進することが必要である。
- 伊豆半島や浜名湖についても、多くの方に環境保全活動に参加していただける仕組みづくりを進め、地元市町や企業、団体等と連携しながら、環境保全の取組を促す必要がある。
- ポストコロナ時代における人々の農山村・森林への意識変化、移住意向者のニーズを的確に捉え、新たな森林空間の活用による観光需要の創出など、森林・山村の多面的機能の発揮、山村地域の活性化、持続可能な森づくりを図る必要がある。
- ニホンジカの採食、踏圧等による生物多様性への影響が顕在化するとともに、農業被害が深刻化しており、ICT等の新たな技術の導入による捕獲の推進や捕獲体制の強化が必要である。
- 環境への影響を回避・低減するとともに、住民等の理解を得るため、事業の実施が自然環境や生活環境に及ぼす影響を十分に調査、検討し、影響を回避、低減するなど、環境に配慮した事業の実施を事業者へ促す必要がある。
- 生活排水による汚濁を低減させるために、汚水処理施設の整備や環境負荷を低減させる行動等について、県民への普及啓発を行うとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。